

令和 2 年

富岡町議会会議録

第 8 回臨時会

11 月 25 日 開会・閉会

富岡町議会

令和2年第8回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 11月25日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時00分）	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○臨時会招集理由の説明	3
○報告第16号 専決処分の報告について	4
○議案第78号 専決処分の報告及びその承認について	5
○議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例について	8
○議案第80号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	8
○議案第81号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	8
○閉会の宣告	11
閉 会（午前 9時36分）	11

第 8 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和2年第8回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和2年11月25日(水) 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 臨時会招集理由の説明
日程第4 報告第16号 専決処分の報告について
日程第5 議案第78号 専決処分の報告及びその承認について
日程第6 議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第80号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第81号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君

会計管理者	猪	狩	力	君
総務課長	林		紀夫	君
企画課長	原	田	徳仁	君
税務課長	志	賀	智秀	君
住民課長	植	杉	昭弘	君
福祉課長	杉	本		良君
健康づくり課長	遠	藤	博生	君
生活環境課長	黒	澤	真也	君
産業振興課長	坂	本	隆広	君
参事兼 都市整備課長	竹	原	信也	君
教育総務課長	飯	塚	裕之	君
参事兼 生涯学習課長	三	瓶	清一	君
郡山支所長	斉	藤	一宏	君
参事兼 いわき支所長	三	瓶	直人	君
総務課 主幹兼課長補佐	猪	狩	直恵	君
代表監査委員	坂	本	和久	君

○事務局職員出席者

議事 会事務局局長	小	林	元一
議席 会事務局係局長	猪	狩	英伸

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第8回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 皆さん、改めましておはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。令和2年第8回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。

本臨時会は、ＪＲ夜ノ森駅東口待合室建築工事に係る専決処分の報告についての１件をご報告するとともに、令和２年度一般会計補正予算（第４号）の専決処分に係る専決処分の報告及びその承認についての１件、本年10月の人事院勧告並びに福島県人事委員会勧告を踏まえた条例の一部改正として、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての計５件について提出するものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いをいたします。

○報告第16号 専決処分の報告について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第４、報告第16号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 報告第16号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和２年５月12日町議会の議決を受けたＪＲ夜ノ森駅東口待合室建築工事に係る工事請負契約についての一部変更について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、報告第16号 専決処分の報告についての内容をご説明申し上げます。

今回報告させていただく専決処分を行った案件は、本年５月12日の第４回臨時会で議案第36号として工事請負契約の議決をいただいて進めておりましたＪＲ夜ノ森駅東口待合室建築工事であり、本工事について地方自治法第180条第１項の規定により別紙、専決第15号工事請負契約の一部変更についてのおり専決しましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

別添、報告第16号別紙資料、「ＪＲ夜の森駅東口待合室建築工事」の第１回変更についてを御覧ください。今回の専決第15号、専決処分書により専決処分を行った工事請負契約の一部変更の概要とな

ります。工事の番号、名称は、第20—1303—15016号、J R 夜ノ森駅東口待合室建築工事であります。請負者は、株式会社倉伸であります。本工事の主な変更箇所につきましては、別紙資料において青及び赤着色で表示している箇所であり、青色で着色している箇所については、J R が駅舎で使用していた既存の給水管を町が無償譲渡を受けたことより、当初本施設への上水引込みについては既存管をそのまま利用する計画としておりましたが、譲渡管の耐圧試験を行った結果、複数箇所において漏水が確認されたため、新たに本図面のとおりの給水管の布設を行ったこと、また赤色で着色した汚水配管を下水本管に接続する工事については、当初補助金指令により、既存施設の汚水管は建物外への取り出しまでとしていたところでしたが、早期供用開始に向け、補助金の調整が整ったことより、本図面のとおりの本工事において一体的に整備することとしたことなどにより、現請負金額6,259万円を6,404万8,600円となり、増額金額としましては145万8,600円、増減率としては約2.3%であったため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項の指定について、第4項の規定により本J R 夜ノ森駅東口待合室建築工事に係る工事請負契約の一部変更について専決処分をしたものであります。

なお、本工事につきましては、明日26日に竣工検査を予定しております。

報告の説明は以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今詳しい説明を受けましたので、中身については分かりましたが、この赤の表示の部分が増額ということで、145万8,600円ですか、これ増ということなのですが、この赤表示の部分が146万円できているのかなという感じするのですが、当初契約の6,259万円が多少減になって、それプラス増という考え方なのかな。その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 内訳を申させていただきますと、青色で着色している上水の取り出しにつきましては、約50万円でございます。下水道の工事につきましては約90万円の増で、おおむね140万円。その他、議員おっしゃるように建物の中でも若干の変更はございましたが、金額が変わるほどの変更はございませんでしたので、主な内容としましてはこの上水と下水のところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第16号 専決処分の報告についての件を終わります。

○議案第78号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、議案第78号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第78号 専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本事案は、10月27日付で令和2年度富岡町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、報告及び承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） おはようございます。議案第78号 専決処分の報告及びその承認についての内容を説明いたします。

ご報告申し上げ、その承認を求めます今回の専決は、令和2年度富岡町一般会計補正予算（第4号）でございまして、この予算補正は全町民を対象とした季節性インフルエンザワクチンの接種費用の助成を行うためのものでございます。インフルエンザワクチンの接種費用の助成につきましては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを臨床的に鑑別することが困難であるとの専門家のこれまでの医学的知見を踏まえ、町内はもちろんのこと、町民の避難先地域においても同時流行による医療機関や社会生活の混乱を可能な限り抑制することが必要と判断したことによるものでございますが、諸般の事情からこのための補正予算をご議決いただくための議会を招集する時間的余裕がなかったことにより専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解を賜りますようお願いしたいと思っております。

それでは、議案第78号別紙資料、令和2年度富岡町一般会計補正予算（第4号）予算書を御覧ください。初めに、歳入におけます予算補正の内容について申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思っております。第18款繰入金、第2項基金繰入金5,055万円の増額は、インフルエンザワクチン接種費用を助成するなどのための費用の財源として財政調整基金より繰り入れるものでございます。これにより、歳入合計5,055万円の増額補正としたものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。おめくりいただき、4ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費5,055万円の増額は、予防接種助成金として5,000万円を増、

また助成制度の医療機関等への周知などのための通信運搬費として55万円を増とすることによるものです。これにより、歳出合計5,055万円の増額補正としたものであります。

以上により、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,055万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億674万2,000円としたものでございます。

以上報告申し上げますとともに、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 金額的なことではなくて、今回若い人たちというか、65以下の人たちにこのインフルエンザの補助金を出したのですけれども、えてして若い方々はインフルエンザの予防接種を受けない方が結構多数いらっしゃると思うのです。せっかく予算をつけたわけですので、いろんな機会を利用して、若い人たちにきちっとインフルエンザを受けていただいて、コロナとインフルの区別が課長から説明あったようにきちっとできていくように、若い人たちにその辺周知徹底していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問ありがとうございます。今回の制度につきましては、広報とみおかへのチラシの同封、それからホームページへの掲載を行っておるところでございますが、周知につきましては今後も必要だと考えておりますので、再度12月の広報のときに周知をしたいと考えております。また、機会を捉えまして皆様に周知をしていくように努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議案第80号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議案第81号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 実君） 皆様にお諮りいたします。

日程第6から日程第8までの議案について、関連がありますので、朗読及び提案理由については一括で、議案の内容説明、質疑、採決については日程のとおり議案ごとにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第7、議案第80号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について並びに日程第8、議案第81号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての朗読を総務課主幹より求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第81号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本議案は、本年10月の人事院勧告並びに福島県人事委員会勧告に鑑み、町議会議員、町長等の特別職並びに職員の期末手当の引下げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、議案の内容説明、質疑、採決に入ります。

初めに、日程第6、議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる民間における特別給の支給実態を踏まえ、また福島県人事委員会勧告等を受け、行おうとする職員の期末手当支給割合の改正を鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げするためのものです。

議案第79号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。改正本文中、第1条では、条例第5条第2項において規定する期末手当の支給割合を本年6月分の期末手当が既に支給済みであることから、「100分の160」から「100分の155」に改めるものです。

おめくりいただき、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。改正本文中、第2条では、令和3年度以降において6月期分、12月期分の期末手当の支給割合を均等とするために、条例第5条第2項に規定するその割合を「100分の155」から「100分の157.5」に改めるものです。

なお、附則において本条例は令和2年12月1日から施行するものとし、改正本文中、第2条は令和3年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第80号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる民間における特別給の支給実態を踏ま

え、また福島県人事委員会勧告等を受け、行おうとする職員の期末手当支給割合の改正を鑑み、町長等の特別職の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げるとのものです。

議案第80号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。改正本文中、第1条では、条例第3条第2項において規定する期末手当の支給割合を本年6月分の期末手当が既に支給済みであることから、現行の「100分の160」から「100分の155」に改めるものであります。

資料をおめくりいただき、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。改正本文中、第2条では、令和3年度以降において6月期分、12月期分の期末手当の支給割合を均等とするため、条例第3条第2項に規定される期末手当支給割合を「100分の155」から「100分の157.5」に改めるものであります。

なお、附則において本条例は令和2年12月1日から施行するものとし、改正本文中、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第81号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年10月26日の福島県人事委員会勧告等を受け、期末手当の支給割合を改正するものであり、公民較差に基づき、支給月数を0.05月分引き下げるとのものです。

議案第81号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。改正本文中、第1条では、条例

第21条第2項並びに第3項において規定する期末手当について、本年6月分の期末手当が既に支給済みであることから、本年12月に再任用職員以外の職員に支給する期末手当支給割合を現行の「100分の128.5」から「100分の123.5」に、本年12月に再任用職員に支給する期末手当の割合を現行の「100分の71」から「100分の66」に、それぞれ引き下げる改定を行うものであります。

資料をおめくりいただき、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。改正本文中、第2条では、令和3年度以降において6月期分、12月期分の期末手当の支給割合を均等とするために、条例第21条第2項に規定する再任用以外の職員に支給する期末手当支給割合を「100分の123.5」から「100分の126」に、同条第3項に規定する再任用職員に支給する期末手当の割合を「100分の66」から「100分の68.5」にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則において本条例は令和2年12月1日から施行するものとし、改正本文中、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和2年第8回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前 9時36分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 三 男